令和7年4月1日版

おきなわSDGsパートナー登録制度
オンライン申請ガイドライン

沖縄県企画部企画調整課
SDGs推進室

1.「おきなわSDGsパートナー登録制度」とは

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）は、2015年の国連持続可能な開発サミットで採択された国際社会が目指す目標です。
SDGsの推進においては、経済、社会及び環境の三側面の調和に向け、様々な主体が連携・協働しながら取り組むことが重要となっています。
そこで、SDGs 達成の貢献と地域課題に向けて取り組む沖縄県内の企業・団体等を登録し、取組の見える化（PR）を進める「おきなわSDGsパートナー登録制度」を創設しました。

2.「沖縄県SDGs実施指針」及び「おきなわSDGsアクションプラン」

沖縄県では、様々な主体の参画と多様な連携・協働により、持続可能な沖縄の発展を目指していきたいと考えており、「沖縄県SDGs実施指針」と「おきなわSDGsアクションプラン」を策定しています。

沖縄SDGs実施指針

沖縄県では、全県的なSDGsの展開に向け、様々な主体と皆でSDGsを推進する指針「沖縄県SDGs実施指針」を策定しています。

沖縄らしいSDGsの基本理念

平和を求めて時代を切り拓き、
世界と交流し、ともに支え合い
誰一人取り残さない
持続可能な「美ら島」おきなわの実現

残したい沖縄らしさと変えていくべき沖縄の双方を含有し、継承と変革への沖縄の挑戦を示しています。

SDGs推進における重要な視点

「普遍性」地方創生と国際協力の両面から推進
「包摂性」脆弱な立場の人々に焦点をあてる
「参画型」県民参加型のSDGsを推進
「統合性」経済・社会・環境の調和を目指す
「透明性」取組の実施状況の公表
「バックキャスティング」
目指したい社会（理想）から取組を考える

おきなわSDGsアクションプラン

上記の実施指針において、様々な地域課題等を踏まえ、12の優先課題を位置づけています。これらの優先課題に対する様々なSDGsの目標を設定し、関連する国連のゴール、ローカル指標、実現に向けたアクション等を「おきなわSDGsアクションプラン」としてまとめています。

様々な方々により、同アクションプランを踏まえた取組が重なることで、地域課題の解決とSDGs達成が進み、持続可能な沖縄の発展に繋がることが期待されています。

「沖縄SDGs実施指針」、「おきなわSDGsアクションプラン」は沖縄県のホームページで公表しています。

各種検索エンジンからアクセス

沖縄県SDGs実施指針　又は
おきなわSDGsアクションプラン

3. 制度の概要

(1) 対象

以下に該当するものが対象となります。

① 沖縄県内に事業所等を有し、県内において事業活動を行う法人、企業、団体、教育機関、研究機関、特定非営利活動法人、その他の団体又は個人事業主等

② 沖縄県内において直近3年間、重大な法令違反がないこと。

③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当しない者及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者

(2) 登録機関

登録日から令和10年（2028年）3月末まで

(3) おきなわ SDGs パートナーの取組

おきなわ SDGs パートナーは、「おきなわ SDGs プラットフォーム」に参加（登録）するとともに、次の取組を行うこととしています。

① SDGs の主流化に向けた普及啓発　（SDGsに関する取組の情報発信など）
② SDGs の理念に沿った活動の展開　（SDGsのゴール等に関連した事業や活動など）
③ その他 SDGs の推進に関する活動

(4) パートナー登録申請方法について

STEP1　「おきなわSDGsプラットフォーム」サイトから、会員登録。

STEP2　プラットフォーム会員ページから「沖縄SDGsパートナー申請」を行う。

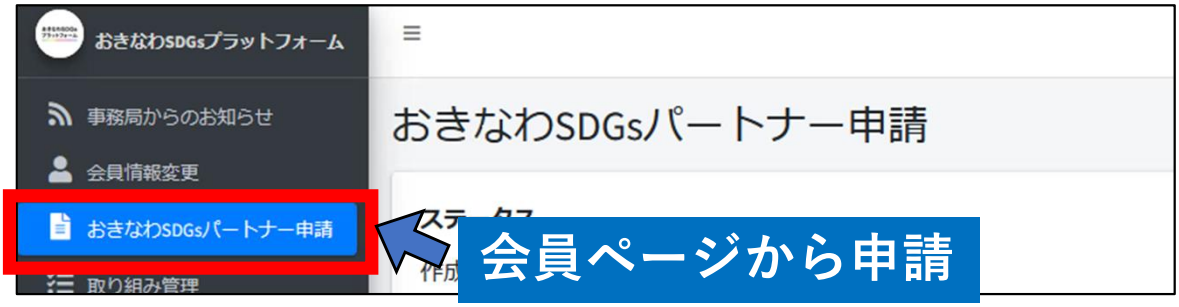

(5) 申請・選定基準

申請にあたっては、以下のすべてに該当する必要があります。

① 電子申請によりSDGs の達成に向けた具体的な取組及び普及に向けた取組の内容について県に報告している。

② 沖縄県 SDGs 実施指針及びおきなわ SDGs アクションプランに沿った活動を行っている。

選定にあたっては、以下の基準に基づき審査を行います。

① SDGs の達成に向けて効果的な取組を行っていること
- ✦経済、社会、環境分野の統合的な課題解決（複数のゴールの統合的な課題解決）を目指した取組であること。
- ✦実施する取組が SDGs の 17 のゴール、169 のターゲットと明確な関係があること。
- ✦実施する取組が「おきなわSDGsアクションプラン」の「優先課題」と明確な関係があること。

② 県民へ SDGs 普及啓発に対して効果的な取り組みであること
- ✦社外・団体外への発信が具体的かつ効果的であること。
- ✦普及に向けた具体的な取組を予定していること。

(6) 活動状況の報告

登録後は、年に1回SDGsに係る活動状況の報告をしていただく必要があります。
（詳細については別途ご案内予定です。）

(7) 登録の取消

次の各号のいずれかに該当する場合、登録が取り消される場合があります。

① 虚偽または不正の手段により登録したことが判明した場合
② 法令に違反する重大な事案が発生した場合
③ 第 10 条に定める活動状況の報告を行わない場合
④ SDGs の達成に資する活動について実態がないことが判明した場合
⑤ その他、SDGs パートナーとして適当でないと認める場合

(8) 登録の変更や取り下げ

提出した登録申請書の内容に変更があった場合は「おきなわ SDGs パートナー登録変更届出書」（様式第3号）、登録申請を取り下げる場合には「おきなわ SDGs パートナー登録取り下げ届出書」（様式第4号）を提出してください。

（各種様式）https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/chosei/sdgs/kobo.html

(9) 登録のメリットなど

① 登録証を交付します。

② 登録団体の取組を沖縄県ホームページ及びポータルサイトにて紹介します。

③ 沖縄県のポスター、パンフレットを提供できます。

④ 登録団体は、下図のロゴマークを使用できます。
（商品自体への掲載等、商業利用はできません。）

その他、県や金融機関等の支援などを拡充していく予定です。

(10)「おきなわSDGsパートナー」ロゴマーク

1 「おきなわSDGsパートナー」として登録している企業・団体等は、 SDGsの普及・啓発を目的にパートナーロゴマークを使用することできます（利用は無料です）。

2 次に該当する場合は使用できません。
(1) デザインの一部使用や縦横比率の変更等、デザインを加工して使用すること。
(2) 法令や公序良俗に反するものに使用すること。
(3) 営利目的に使用すること。
(4) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用すること。
(5) 県のイメージや品位をおとしめるおそれのあること等に使用すること。

3 SDGsの普及・啓発を目的に使用する場合、使用申請は必要ありません。

おきなわ SDGs パートナー

沖縄の伝統芸能で用いられる花笠は、蓮の花をモチーフに青い空と海が表現されており、沖縄の豊かな自然を連想させます。花笠にSDGsのカラーリングを並べることで、SDGsの取組みが沖縄から豊かな世界を支え、未来へつないでいくというメッセージが込められています。

4 ロゴマークの使用に起因する事故、苦情または第三者との紛争が生じた場合、自己の責任において対応するものとしております。

5 「沖縄県SDGsパートナーロゴマーク使用規程」を確認いただき、規定に基づきロゴマークを使用してください。

(11) 問い合わせ先

おきなわSDGsプラットフォーム事務局（パートナー担当）
株式会社ネオキャリア内
〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地2-22-12 久茂地UFビル5階
TEL：050-2018-3566
E-mail：support@okinawa-sdgs.jp

3. 申請画面について（補足説明）

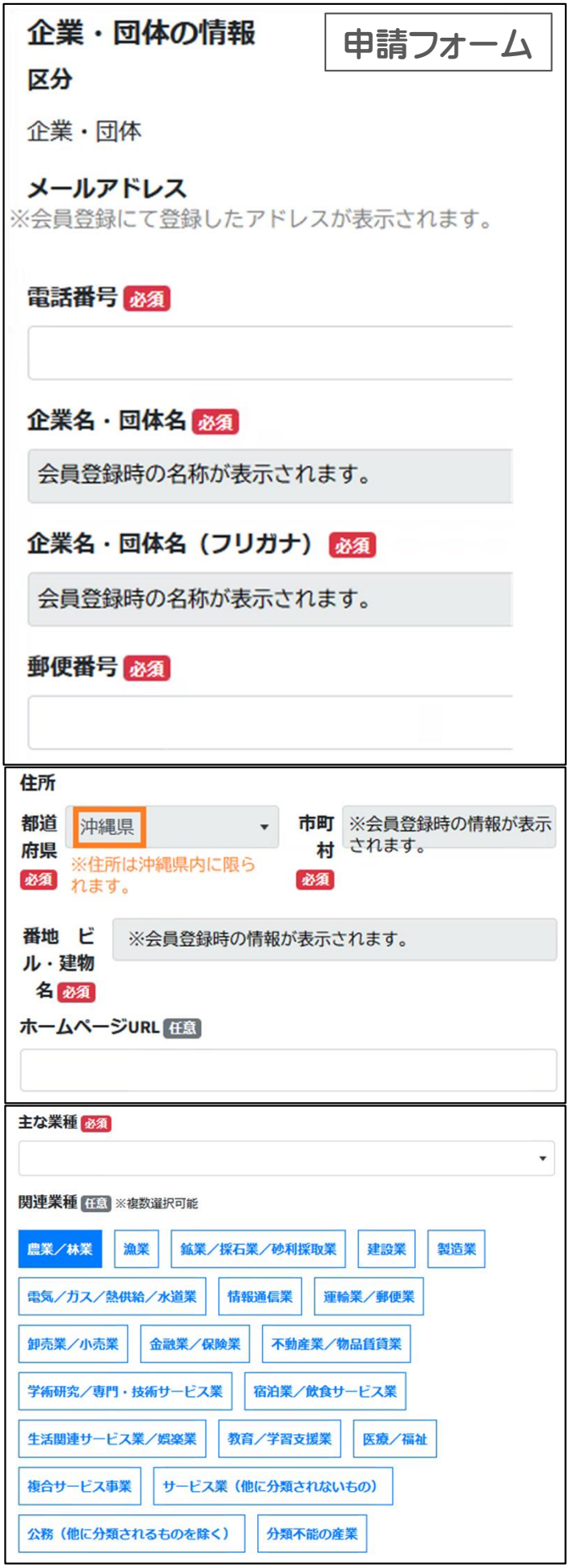

1　企業・団体の情報

(1)区分
パートナー申請は企業・団体等に限られます。

(2)メールアドレス
会員登録時に登録したアドレスが表示されます。

(3)電話番号　ご記入ください。

(4)企業名・団体名
会員登録時に登録した名称が表示されます。

(5)郵便番号　ご記入ください。

(6)住所
会員登録時に登録した名称が表示されます。

(7)ホームページURL
プラットフォームサイト内で自社・自団体のHPアドレスを公表する場合はご記入ください。

(8)主な業種

プルダウンで表示される産業分類から主たる業種を一つ選択してください。

ポータルサイト等における登録団体の業種検索に対応する項目となる予定です。

表示する分類は「日本産業分類」の大項目となっておりますが、詳細な中分類、小分類がありますので、業種選択の際に参考としてください。

総務省「日本標準産業分類」
http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html

(9)関連業種
主な業種以外に様々な業務を展開されている団体については、その他の業種を選択してください。
（複数選択可）

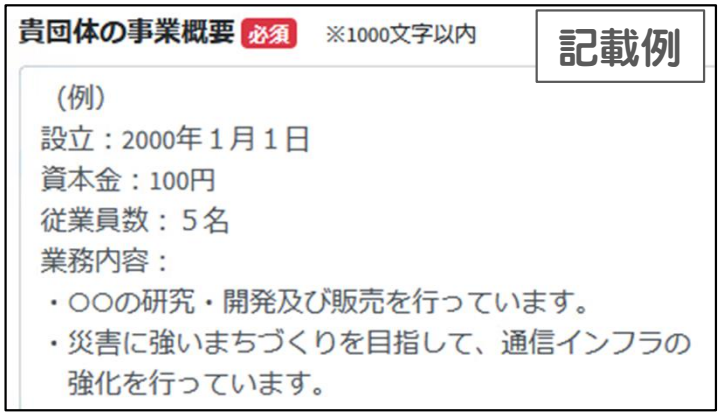

(10) 貴団体の事業概要
設立年月日、資本金、従業員数等、団体、事業概要等の内容をご記載ください。

また、申請フォームに従い、団体などの概要（会社概要、事業内容）が確認できるwebサイトのURLの入力や、資料データのアップロードをお願いいたします。

3　SDGsの達成に向けた取組

「SDGsの達成に向けた取組」は沖縄県ホームページ等で公開されますのでご留意ください

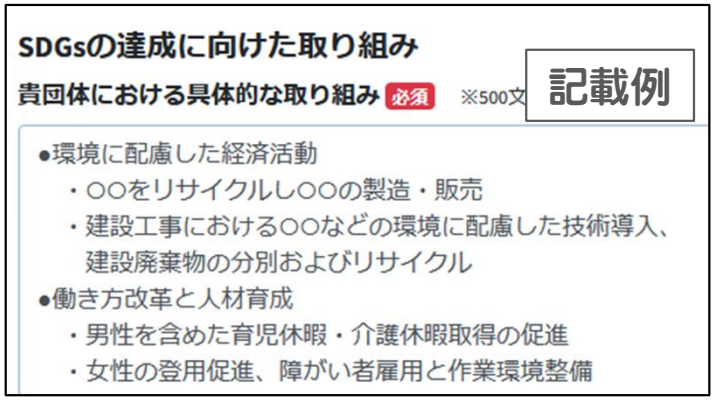

(1) 貴団体における具体的な取組

現時点でSDGs達成に向けて取り組んでいる内容を記載してください。

「経済」、「社会」、「環境」の取組をそれぞれ記載してください。
記載について、特段のルールはありませんが、貴団体の取組状況にあわせ、経済・社会・環境の複数分野に効果がある製品やサービス、活動・取組などを複数項目化し、それぞれの取組を記載してください。経済、社会、環境分野毎、SDGsのゴール毎に分類して取組を記載する形でも結構です。取組内容は箇条書きで記載いただいても結構です。

登録された団体の取組内容はポータルサイト（「沖縄県SDGs」で検索）にて公開、業種などでの検索が可能です。

「貴団体における具体的な取組」の記載例

経済・社会・環境の複数分野に効果のある取組をまとめて記載する場合

・○○○をリサイクルした○○の製造・販売により、環境保全と雇用の創出に取り組んでいる。
・建設工事における○○○などの環境に配慮した技術導入、建設廃棄物の分別及びリサイクル・赤土流出防止対策を推進している。
・男性を含めた育児休暇・介護休暇取得の促進、健康経営宣言、女性の登用促進、（障害者・高齢者・外国人等の）多様な雇用と作業環境整備、技術教育等の従業員の人材育成に取り組んでいる。

経済・社会・環境の三分野のそれぞれの取組を記載する場合

【経済】　※SDGsの各ゴールと関連する製品・販売、サービスの提供などの具体的な内容を記載してください。
（農林水産、福祉、医療、教育、社会インフラ整備・維持、経営支援サービス（金融、コンサルティング）、環境保全等）

【社会】　※社会面に効果がある取組等を具体的に記載してください。
✦（働き方改革などの具体的な取組）により、従業員が働きやすい環境づくりに取り組んでいる。
✦障害者雇用、高齢者雇用の促進、女性登用の促進等に取り組んでいる。
✦従業員の能力向上に向けた○○○等の人材育成に取り組んでいる。
✦地域のスポーツ団体、文化活動団体、コミュニティ活動、教育活動等に対し定期的に○○○の支援を行っている。
✦生活困窮者等に対して、○○○等の支援を行っている（子ども食堂、NPO法人等の支援等も含む）。
✦フードネットワークの協力会員として、生活困窮者等への食支援を行っている。
✦国外の課題解決に向けた○○○の技術移転（製品販売）など、国際貢献の活動を推進している。

【環境】　※環境面に効果がある取組を具体的に記載してください。
✦太陽光発電を導入し、気候変動対策に取り組んでいる。
✦環境に配慮した製品（具体的に記載；LED照明、再生紙、脱プラスチック製品等）の活用に取り組んでいる。
✦廃棄物の削減（具体的に記載）やリサイクル（食品残渣の堆肥化、建築廃棄物の資源化等、具体的に記載）に取り組んでいる。
✦（ビーチクリーン等、具体的に記載）自然保護活動を積極的に実施している。
✦（子ども向けの自然体験教室、教材の作成・配布等、具体的に記載）環境教育に取り組んでいる。

(2) SDGsのゴールとの関係
(1) で記載した取組に関するSDGsのゴールのアイコンを選択してください。

(3)おきなわSDGsアクションプラン12の優先課題との関係
(1) で記載した取組に関係する、おきなわSDGsアクションプランの12の優先課題を選択し、チェックボックスを選択してください。

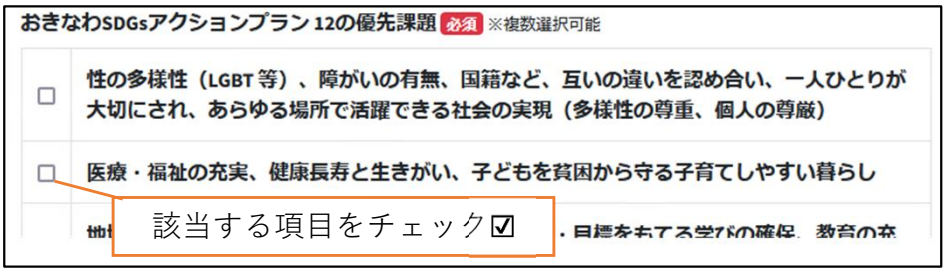

なお、おきなわSDGsアクションプランの詳細については、下記の沖縄県企画部企画調整課のwebページからご確認ください。
＜おきなわSDGsアクションプラン＞
https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/sdgs/actionplan2.html?edit=1

「おきなわSDGsアクションプラン」とは
沖縄県では、県民をはじめとする様々なステークホルダーと連携しながら沖縄らしいSDGsを推進していくための基本的な指針を「沖縄県SDGs実施指針」として、令和３年9月に策定しており、同実施指針に位置づけた基本理念、優先課題などに対応した具体的なアクションやモニタリングの指標等を「おきなわSDGsアクションプラン」としてまとめました。

4　SDGsの普及に向けた取組

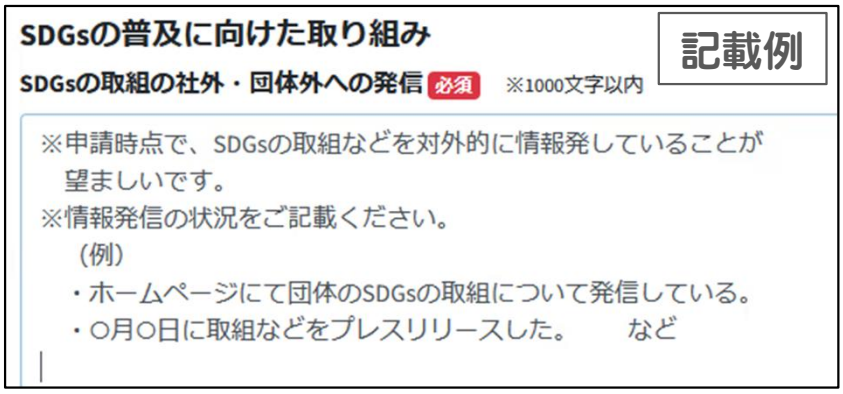

(1)SDGsの取組の社外・団体外への発信

申請時点で、HPやパンフレット等を通じて貴団体のSDGsに関する取組などを対外的に発信していることが望ましいです。

どのような内容をどのように情報発信しているかを記載してください。

（例）
○○○について、ホームページで発信している。
○月○日に○○の取組をプレスリリースした。
SDGsの普及や理解に寄与するパンフレット等を作成し、配布している。　等

※情報発信の事実確認を行う場合がありますので、ご留意ください。

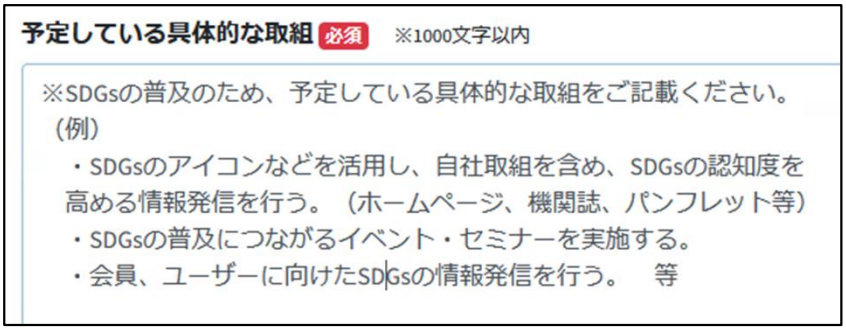

(2)予定している具体的な取組
登録団体の取組に「SDGsの主流化に向けた普及啓発（SDGsに関する取組の情報発信など）」があります。
登録後、普及啓発について、どのように取り組む予定かを具体的に記載してください。
（例）
ホームページやパンフレット等でSDGsのロゴ、アイコンを活用した情報発信を行い、SDGsの認知度を高める。
イベント、説明会、セミナーを通じたSDGsの普及に取り組む（SDGsを発信し、普及に寄与する）。
会員、顧客、ユーザーに向けた情報発信を行う（店舗内でのポスター展示等）。